

秋田市教育委員会
平成28年2月臨時会
(資料)

【資料目次】

教育長等の報告

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| (1) 平成27年度2月補正予算(案)(追加提案)に関する件 | … | 1 |
| (2) 秋田市立学校警察連絡連携制度に関する協定について | … | 3 |

平成27年度2月補正予算（案）（追加提案）に関する件

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 教育費		10,325,189	75,163	10,400,352
	1 教育総務費	1,434,811	-	1,434,811
	2 小学校費	3,515,928	35,061	3,550,989
	3 中学校費	1,823,037	40,102	1,863,139
	4 高等学校費	848,084	-	848,084
	6 社会教育費	1,901,673	-	1,901,673
	7 保健体育費	667,726	-	667,726
	8 専修学校費	133,930	-	133,930
11 災害復旧費		2	-	2
	3 教育施設 災害復旧費	2	-	2

内 訳	
	千円
小学校施設等改修経費	35,061
中学校施設等改修経費	40,102

秋田市立学校警察連絡連携制度に関する協定について

1 連携協定の趣旨や背景

- ・ 犯罪被害、非行の未然防止のため、教育委員会と警察が事案の概要や児童生徒の情報を相互に提供する制度で、こうした制度は15年ほど前から全国的に広がっている。
- ・ 川崎市での中学生殺害事件を受け、文部科学省と警察庁は全国の教育委員会と警察に協定締結を推奨した。
- ・ 秋田県教育委員会は、平成27年8月5日に県警本部と連携協定を締結し、市町村教育委員会に対して、各警察署との協定締結について検討するよう依頼した。

2 県内の締結状況

締結済み：22市町村 未締結：3市町（秋田市、湯沢市、羽後町）

3 協定の概要

- ・ 連 携 内 容 非行等の事案に係る具体的な情報を相互に提供
- ・ 実 施 機 関 教育委員会、市立学校、警察署（中央・臨港・東）
- ・ 連 絡 責 任 者 学事課長、学校教育課長、校長、警察署長
- ・ 連絡事案および内容

◎警察から学校等へ情報を提供する事案

- ・ 逮捕事案
- ・ 非行、不良行為等のうち、学校等との連携が必要と認める事案
- ・ 犯罪被害等のうち、保護者が学校等への連絡に同意している事案

○提供する情報

- ・ 事件の状況、直接の契機
- ・ 影響を及ぼしたと考えられる家庭環境、交友関係、行動癖
- ・ 再発防止、立ち直りに向けた指導等を行う上で必要な情報 等

◎学校等から警察へ情報を提供する事案

- ・窃盗、いじめ、暴力等、その後の重大な犯罪につながるおそれがあり未然防止のため警察と協力して対処する必要がある事案
- ・所在不明、虐待、非行グループ等からの恐喝など、速やかな安全確保のため、警察と協力して対処する必要がある事案

○提供する情報

- ・児童生徒の氏名、住所、学校生活の様子、家庭環境、交友関係 等
(事案の態様に応じて必要最小限の範囲)

4 連携協定に関する秋田市個人情報保護審査会における審議結果 (H28. 1. 27)

○児童生徒に関する情報について相互連絡を行うことは、非行および犯罪被害の防止に有効である。

○個人情報の取扱いについては、「本人以外からの収集禁止の例外」および「思想、信条又は信教等に関する情報の収集禁止の例外」ならびに「利用目的以外の個人情報の利用・提供禁止の例外」の類型に新たに加えることを認める。

5 今後の予定

時 期	内 容
平成28年2月29日	・教育委員会臨時会で報告
3月上旬	・市立学校長へ連絡
3月中旬	・教育産業委員会で進捗状況を報告
3月下旬	・協定締結 ※報道発表
4月中旬	・学校説明会 ※学校を通じて保護者へ説明
平成28年5月1日	・協定運用開始

「秋田市立学校警察連絡連携制度」に関する協定書（案）

秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と秋田臨港警察署、秋田中央警察署および秋田東警察署（以下「警察署」という。）とは、児童生徒の非行および犯罪被害を防止し、指導および健全育成に資するための相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察署とが、児童生徒の非行および犯罪被害の防止に係る相互の連携について必要な事項を定め、ならびに問題の所在を相互に理解し、連携を密にして対応することにより、児童生徒の効果的な指導および健全育成に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく連携の制度の名称は、「秋田市立学校警察連絡連携制度」とする。

（連携の内容）

第3条 教育委員会と警察署とは、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の非行等の事案に係る具体的な情報を相互に提供するとともに、必要に応じて協議を行い、連携して当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

（実施機関）

第4条 この協定に基づき連携する機関（以下「実施機関」という。）は、教育委員会および秋田市立学校（以下「学校等」という。）ならびに警察署とする。

（連絡責任者）

第5条 第3条の規定による情報の相互の提供（以下「相互連絡」という。）、協議その他の連携を適正かつ円滑に行うため、実施機関に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、教育委員会の関係課長および秋田市立学校の校長ならびに警察署の署長とする。

(相互連絡の対象事案)

第6条 相互連絡の対象とする事案は、次のとおりとする。

(1) 警察署から学校等への相互連絡

ア 逮捕事案

イ 非行少年（犯罪少年、触法少年およびぐ犯少年をいう。）および不良行為少年に係る事案のうち、学校等との連携が必要であると警察署の連絡責任者が認めるもの

ウ 犯罪等の被害事案のうち、学校等との連携および被害者への継続的な支援が必要であると警察署の連絡責任者が認め、かつ、保護者等が学校等への連絡に同意しているもの

(2) 学校等から警察署への相互連絡

ア 児童生徒の犯罪、非行、いじめ、暴力行為等に係る事案のうち、その態様が悪質重大かつ被害や他の児童生徒への影響が深刻で、関係児童生徒への対処又はこれらの行為の再発防止もしくは被害防止のため、警察署との連携が必要であると学校等の連絡責任者が認めるもの

イ 学校内外における児童生徒の安全確保のため、緊急を要し、かつ、やむを得ず警察署との連携が必要であると学校等の連絡責任者が認める事案

(相互連絡の内容)

第7条 相互連絡により提供する情報は、次のとおりとする。

(1) 警察署から学校等への相互連絡

児童生徒の氏名、事案の概要および当該児童生徒の健全育成に資する情報

(2) 学校等から警察署への相互連絡

前号に掲げる情報のうち、児童生徒の犯罪、非行等への対処等又は安全確保のため警察署との連携を推進する上で学校等の連絡責任者が必要と認めるもの

(相互連絡の方法)

第8条 相互連絡は、連絡責任者又は連絡責任者があらかじめ担当者とし

て指定する者の双方が面接の上で口頭により、又は電話により速やかに行うものとする。

(個人情報保護に関する留意等)

第9条 連絡責任者その他相互連絡に携わる者は、相互連絡に係る情報に含まれる個人情報の保護の重要性に鑑み、その秘密の保持および適正な管理について十分留意するとともに、第1条の目的を達成するために必要な範囲を逸脱して情報を提供し、又は当該目的以外のために利用してはならない。

(配意事項)

第10条 第3条の規定による連携に当たっては、学校等と警察署との間の相互の理解と信頼を保持するため、次に掲げる事項について特段の配意をするものとする。

(1) 相互連絡により提供する情報については、正確を期すること。

(2) 相互連絡の対象事案に関連する児童生徒への対応に当たっては、各実施機関が、第1条の目的を踏まえ、当該児童生徒の効果的な指導および健全育成の観点から適切に行うこと。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、教育委員会と警察署とが協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第12条 この協定の実施に要する費用は、実施機関がそれぞれ負担するものとする。

(効力の発生)

第13条 この協定は、平成28年〇月〇日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、教育委員会の教育長および警察署の署長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年〇月〇日

秋田市山王二丁目1番53号
秋田市教育委員会
教育長 越 後 俊 彦

秋田市〇〇
秋田臨港警察署
署長

秋田市〇〇
秋田中央警察署
署長

秋田市〇〇
秋田東警察署
署長